

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 佐賀厚生年金 事案 942

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から28年4月20日まで

昭和27年1月下旬にB社を退社後すぐにA社（現在は、C社）に就職した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、昭和27年2月1日から28年4月20日までの期間に係る厚生年金保険が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和27年1月15日にA社の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間当時、申立人が同社で勤務していたことは確認できる。

また、申立期間中にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚で所在が確認できた5人のうち3人は、同社に係る厚生年金保険の加入日と入社日は一致していると供述している上、昭和28年3月に中学校を卒業している同僚9人は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年3月7日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、社員を入社後速やかに厚生年金保険に加入させていたことが推測できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年4月の申立人のA社

に係るオンライン記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和47年2月から同年9月までの期間は5万6,000円、同年10月から48年3月までの期間は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月1日から48年4月1日まで

昭和39年2月から平成12年9月末までの間、A社に継続して勤務していた。昭和46年ごろ、A社B支店から同社C支店に異動となり、D市内の現場で勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、昭和47年2月1日から48年4月1日までの間について、厚生年金保険が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社本社が発行する在職証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が昭和39年2月12日から平成12年9月30日までの間、申立人が同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社本社が保管する社会保険台帳及び厚生年金保険台帳によると、申立人は、昭和39年2月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成12年10月1日に資格を喪失しており、当該期間中に申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続が行われたことを示す記載は無いことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社C支店に係る厚生年金保険新規適用年月日は、昭和48年4月1日とされているところ、同日付けで同社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、これ以前に同社本社に係

る厚生年金保険被保険者期間を有している同僚 309 人は、すべて同社本社に係る被保険者資格喪失日と同日に同社C支店に係る被保険者資格を取得し、申立期間において厚生年金保険の未加入期間が無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、昭和 47 年 2 月 1 日にA社本社に係る被保険者資格を喪失した際の標準報酬月額が 5 万 6,000 円、48 年 4 月 1 日に同社C支店に係る被保険者資格を取得した際の標準報酬月額が 7 万 2,000 円とされており、申立期間中に定時決定（昭和 47 年 10 月）が行われていることを考えると、47 年 2 月から同年 9 月までの期間は 5 万 6,000 円、同年 10 月から 48 年 3 月までの期間は 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 佐賀厚生年金 事案 944

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和36年1月10日、資格喪失日は同年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年ごろから38年ごろまで

昭和35年ごろから38年ごろまでB社に勤務した。当時、C県に工場があり、D社へ製品を納めていたことを記憶している。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が勤務していたと供述するB社の住所、業務内容及び製造品の納品先についての記憶から判断すると、申立人が勤務した事業所は、C県に所在していたA社であると認められる。

また、A社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人がB社で勤務していたと記憶している同僚の氏名の記載が確認できる上、申立人と姓、名ともに一字違いで生年月日が2週間相違している者「E（昭和19年生）」の記録が、昭和36年1月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月1日に資格喪失と記載されている。

さらに、申立人がB社で勤務していたと記憶している同僚3人の氏名がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されており、また、同名簿に「F」の字で始まる姓で記載されている被保険者は「E」のみであり、この「E」の氏名ではオンライン記録に国民年金の加入記録が無く、また、A社の厚生年金保険の被保険者記録のみであるため、当該被保険者記録は、申立人の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録と認められる。

なお、昭和 36 年 1 月 10 日から同年 3 月 1 日までの期間における標準報酬月額については、統合する健康保険厚生年金保険被保険者記録から、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 35 年ごろから 36 年 1 月 10 日までの期間及び 36 年 3 月 1 日から 38 年ごろまでの期間については、A 社は、申立期間の給与台帳等の保管が無く、また申立人も当時の給与明細書等を所持していないため、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 35 年ごろから 36 年 1 月 10 日までの期間及び 36 年 3 月 1 日から 38 年ごろまでの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 945（事案 110 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月から 39 年 3 月まで

私は、申立期間において A 社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では当該期間について厚生年金保険加入記録が無いとされた。A 社では、最初は B 県内の工事、その後、C 県内での工事に従事した。健康保険証は最初の勤務地でもらった記憶があり、また、退職した後に同社から送ってきた手紙にも健康保険の継続療養等のことが書いてあり、同社に勤務中は、社会保険に加入していたはずである。

前回の申立てでは、厚生年金保険の被保険者として認められないとの回答を受けたが、申立期間において、私は厚生年金保険の被保険者であったと思うので、再度、調査してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同社の担当者は「昭和 34 年から 39 年までの A 社の従業員名簿及び人事記録には申立人は記載されていないため、申立人は申立期間当時、D の職種であったと考えられる。D の職種については E 国民健康保険には加入させていたが、昭和 40 年代半ばまでは厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと推測される。」と供述していることなどを理由に、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てにおいて、申立人の所持する A 社からの手紙に、同社を退職する際に傷病手当金を受給し、退職後に失業保険から基本手当を受給

したことが確認できることから、申立期間において厚生年金保険に加入していたはずであると当初の申立てと同様の主張を行っている。

しかしながら、今回の再申立てにおいて、A社人事部は、「昭和28年に当時の厚生省から出された通達により、正規職員以外は厚生年金保険に加入させなくても良い取扱いであったため、申立期間当時は国民健康保険及び失業保険だけ加入して厚生年金保険に加入させていない者も多くいたと思われる。」と供述している。

また、申立人に手紙を送った当時の上司は、「申立人は有期雇用のDの職種であり、厚生年金保険の加入は任意だったようだ。」と供述している上、申立人を同社に誘って申立期間当時一緒に勤務したと申立人が主張する幼なじみの同僚の氏名は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載が無い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。